

実績目標(大)3：税理士業務の適正な運営の確保

上記目標 の概要	<p>税理士及び税理士法人（以下「税理士等」といいます。）は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという公共的な使命を負っています。</p> <p>このため、税理士業務である①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談は、税理士法に別段の定めがある場合を除き、たとえ無償であっても税理士等でない者は行ってはならないこととされています。</p> <p>これらを踏まえ、国税庁は、税理士等が申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、税理士会及び日本税理士会連合会（以下「税理士会等」といいます。）との連絡協調を推進するとともに、税理士法に基づき、税理士等に対する指導監督を的確に実施し、その業務の適正な運営の確保を図ります。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、各種事務の実施に当たっては、税理士等又は税理士会等の状況に即した柔軟な対応に努めます。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>実3-1： 税理士会等との連絡協調の推進 実3-2： 税理士等に対する指導監督の的確な実施 実3-3： 書面添付制度の普及・定着に向けた取組</p>
---------------------	---

実績目標(大)3についての評価結果

実績目標についての評定	S 目標達成
評定の理由	<p>全ての施策の評定が「s 目標達成」であったことから、「S 目標達成」としました。 なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。</p>
実績の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>税理士業務の適正な運営の確保は、国税庁の3つの任務のうちの1つであり、税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努めることは、重要な取組です。</p> <p>税理士会等との連絡協調を図るため、定期的に協議会を開催し、添付書類を含めたe-Tax利用の普及や確定申告期の相談体制の整備、租税教育の推進、マイナンバー制度やインボイス制度の円滑な導入・消費税軽減税率制度の定着に向けた対応など、幅広い課題について協議・意見交換を行い、また、税理士の資質向上の観点から、税理士会等が開催する研修会等への講師派遣を積極的に行ったことは有効な取組でした。</p> <p>税理士等に対する指導監督については、税理士法違反行為の未然防止を図るため、税理士会等との綱紀監察をテーマとした協議会等を積極的に開催し、注意喚起を行うなどの取組を実施したほか、税理士法に抵触する税理士等に対しては、税理士専門官を中心に的確な調査等を実施し、懲戒処分等を行いました。</p> <p>書面添付制度（用語集参照）については、税務行政の円滑化に資することから、添付書面の記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等と具体的な方策を協議するなどの取組を実施しました。</p>

施策	実3-1：税理士会等との連絡協調の推進						
測定指標（定量的な指標）	[主要]実3-1-A-1：税理士会等への研修会等の評価 (単位：%)						
	会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
	目標値	70	70	75	75	75	○
	実績値	72.2	72.1	81.9	84.0	86.5	
	<p>(出所) 長官官房税理士監理室調</p> <p>(注) 数値は、税理士会等への研修会等の評価に関するアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」又は「やや良い」）を得た割合です。 なお、アンケート調査の概要については、P. 153に記載しています。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>税理士会等が開催する研修会等の充実を図る観点から、講師派遣を行った研修会等の評価を測定するため、アンケート調査による評価を指標として設定しています。目標値は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等による影響範囲が不明瞭なことから、令和元事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>税理士会等との定期的な協議会等を通じ、マイナンバー制度やインボイス制度の円滑な導入・消費税軽減税率制度の定着に向けた対応など、幅広い課題について協議・意見交換を行い、連絡協調を図りました。</p> <p>また、税理士の資質向上の観点から、税理士業務の適正な運営の確保や正確な税法の理解が図られるよう、税理士会等が開催する研修会等への講師派遣を積極的に行いました。</p> <p>研修内容の充実を図るため、講師派遣に際しては、税理士会等と事前に打合せを行うことにより開催趣旨や要望等を把握するとともに、過去のアンケート調査結果を分析して説明方法や資料の見直しを行うなどの改善策を講じました。</p> <p>こうした取組の結果、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から研修会等の開催回数は減少したものの、アンケート調査の上位評価割合は86.5%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p>						
施策についての評価		s 目標達成					
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。						

実3-1に係る参考情報

参考指標 1：税理士登録者数の推移 (単位：人)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
税理士登録数	76,493	77,327	78,028	78,795	79,404

(出所) 長官官房税理士監理室調

参考指標 2：税理士会等への研修会等及び税理士会等との協議会等の開催回数 (単位：回)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
開催回数	4,336	4,329	4,391	4,312	2,840

(出所) 長官官房税理士監理室調

施策	実3-2：税理士等に対する指導監督の的確な実施						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]実3-2-A-1：税理士専門官による指導監督等事務の割合 (単位：%)						
	事務年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	達成度
	目標値	/	/	/	60	60	○
	実績値	/	/	79.9	73.4	73.8	
	<p>(出所) 長官官房税理士監理室調</p> <p>(注) 「指導監督等事務」とは、①税理士等に対する調査（税理士法違反行為があると認められる場合に懲戒処分等を視野に入れて証拠資料の収集等を行う事務）や実態確認（税理士法違反行為が明らかでない場合などに業務の執行状況等の実態を確認する事務）、②税理士法第52条違反行為の確認（にせ税理士であると想定される者等に対して業務の実態を確認する事務）、③情報の収集（税理士法違反行為に関する情報を収集する事務）などの事務をいいます。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>収集した税理士法違反行為に関する情報に基づき税理士調査等を実施するなど、税理士等に対する指導監督や「にせ税理士」に対する的確な対応を行うことは、税理士業務の適正な運営を確保するために重要であることから目標として設定しています。目標値は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等による影響範囲が不明瞭なことから、令和元事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>税理士業務の適正な運営を確保するためには、税理士会等との連絡協調や税理士等に対する指導監督の必要があるところ、税理士等に対する指導監督や「にせ税理士」に対する的確な対応を行うため、収集した税理士法違反行為に関する情報を精査し、悪質な税理士法違反行為を行う者に対する深度ある調査と書面等による簡易な接触を適切に組み合わせるなど、効果的・効率的に指導監督等に取り組みました。</p> <p>こうした取組の結果、税理士等に対する指導監督等事務の割合は、73.8%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p>						
施策についての評価		s 目標達成					
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。						

実3-2に係る参考情報

参考指標 1：税理士会等との綱紀監察をテーマとした協議会等の開催回数

(単位：回)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
開催回数	1,308	1,270	1,334	1,351	915

(出所) 長官官房税理士監理室調

参考指標 2：税理士等に対する懲戒処分等件数 (単位：件)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
処分等件数	39	38	51	43	22

(出所) 長官官房税理士監理室調

(注) 令和2年度の懲戒処分等件数の内訳は、禁止処分が4件、停止処分が18件です。

参考指標 3：税理士法に基づく税理士等に対する調査等件数 (単位：件)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
調査等件数	2,940	3,003	2,915	2,742	1,865

(出所) 長官官房税理士監理室調

施策	実3-3：書面添付制度の普及・定着に向けた取組	
測定指標 (定性的な指標)	[主要]実3-3-B-1：書面添付制度の普及・定着に向けた積極的な取組	
	目標	<p>書面添付制度の普及・定着を図るため、税理士会等との協議会等において積極的に意見交換を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>書面添付制度の普及・定着を図ることは、正確な申告書の作成・提出に資するとともに、税務行政の円滑化が図られ、また、添付書面の作成者である税理士等の社会的信用の向上にもつながり、ひいては信頼される税理士制度の確立に結び付くものです。</p> <p>申告書に添付された書面の記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等との協議会等において積極的に意見交換を行うことは、当該制度の普及・定着に重要であることから目標として設定しています。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績)</p> <p>書面添付制度の一層の普及・定着のため、添付書面の記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等との協議会等において具体的な方策などについて積極的に意見交換を実施し、添付書面や税理士に対する意見聴取の内容を調査事務に活用するほか、税理士会主催研修等への講師派遣依頼についても適切に対応しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>書面添付制度の一層の普及・定着のため、上述のとおり、税理士会等との協議会等において意見交換を実施するなど、積極的な取組を実施したことから、達成度は「○」としました。</p>
施策についての評価	s 目標達成	
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。	

実3-3に係る参考情報

参考指標 1：税理士法第33条の2に規定する書面の添付割合（所得税・相続税・法人税）
（単位：％）

年 度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2 年度
所得税	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4
相続税	15.6	18.2	20.1	21.5	22.2
法人税	8.8	9.1	9.5	9.7	9.8

（出所）課税部個人課税課、資産課税課、法人課税課調

（注1）上記割合は、税理士が関与した申告書の件数のうち、書面添付があったものの件数の割合です。

（注2）「所得税」は、翌年3月末までに提出された申告書を対象としています。ただし、令和元年度以降については、申告期限の延長に伴い、翌年4月末までに提出された申告書を対象としています。

（注3）「相続税」は、各年分ともその年の10月末までに提出のあったその前年の相続に係る申告書（修正申告書を除く。）を対象としています。

（注4）「法人税」は、4月決算から翌年3月決算法人について、翌年7月末までに申告書の提出があったものを対象としています。

参考指標 2：税理士関与割合（所得税・相続税・法人税）
（単位：％）

年 度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2 年度
所得税	20.2	20.2	20.3	20.6	21.1
相続税	84.0	84.4	85.0	85.7	86.1
法人税	88.7	88.9	89.1	89.3	89.4

（出所）課税部個人課税課、資産課税課、法人課税課調

（注1）「所得税」は、翌年3月末までに提出された申告書を対象としています。ただし、令和元年度以降については、申告期限の延長に伴い、翌年4月末までに提出された申告書を対象としています。

（注2）「相続税」は、各年分ともその年の10月末までに提出のあったその前年の相続に係る申告書（修正申告書を除く。）を対象としています。

（注3）「法人税」は、4月決算から翌年3月決算法人について、翌年7月末までに申告書の提出があったものを対象としています。

参考指標 3：書面添付制度に関する協議会等の開催回数
（単位：回）

会計年度	平成30年度	令和元年度	2 年度
開催回数	397	403	384

（出所）長官官房税理士監理室、課税部課税総括課調

以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。

（実3-1：税理士会等との連絡協調の推進）

申告納税制度の適正かつ円滑な運営の実現を図る上で、公共的使命を担う税理士等が果たすべき役割は、極めて大きなものであることから、税理士会等との定期的な協議会等の開催を通じ、幅広い課題について協議・意見交換を行うとともに、税理士会等が開催する研修会等への講師派遣等に当たっては、引き続き改善策を講じて内容の充実を図ることにより、税理士会等との連絡協調を推進していきます。

（実3-2：税理士等に対する指導監督の的確な実施）

税理士業務の適正な運営を確保するため、次のとおり取り組みます。

- ① 税理士会等との綱紀監察をテーマとした協議会等を積極的に開催するほか、様々な機会を活用して税理士法違反行為の未然防止に関する注意喚起を行います。

評価結果の反映	<p>② 各種情報収集の充実に取り組むとともに、悪質な税理士違反行為を行っている疑いが強い者を的確に選定した上で、業務の実態確認や税理士法に基づく調査を的確に実施し、税理士法違反行為を行っている税理士等に対しては、懲戒処分等を行うなど厳正に対処します。</p> <p>(実3-3：書面添付制度の普及・定着に向けた取組) 添付書面の記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等との協議を積極的に行うとともに、添付書面や税理士に対する意見聴取の内容を調査事務に積極的に活用するなど、書面添付制度を尊重し、一層の普及・定着に取り組みます。</p>
---------	--

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

実績目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要施策	該当なし
--------------------------	------

実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
---------------------------	------

前事務年度実績評価結果の施策への反映状況	<p>(実3-1：税理士会等との連絡協調の推進) 税理士会等と定期的な協議会等の開催を通じて意見交換を行うとともに、税理士会等が開催する研修会等へ積極的に講師派遣等を行うことにより、税理士会等との連絡協調の推進に取り組みました。</p> <p>(実3-2：税理士等に対する指導監督の的確な実施) 税理士等に対して、あらゆる機会を活用して注意喚起を行い、税理士法違反行為の未然防止を図りました。特に、税理士会等との綱紀監察をテーマとした協議会等を積極的に開催し、注意喚起を行いました。 また、関係課室とも連携し各種情報の収集・蓄積を図るとともに、悪質な税理士違反行為を行っている疑いが強い者を的確に選定した上で、税理士法に基づく調査を的確に実施し、税理士法に違反する行為を行っている税理士等に対しては、懲戒処分等を行うなど厳正に対処しました。</p> <p>(実3-3：書面添付制度の普及・定着に向けた取組) 税理士会等との協議を積極的に行うとともに、添付書面や税理士に対する意見聴取の内容を調査事務に積極的に活用するなど、書面添付制度を尊重し、一層の普及・定着に取り組みました。</p>
----------------------	--

担当部局名	長官官房（税理士監理室）、課税部（課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課）、調査査察部（調査課）	実績評価実施時期	令和3年10月
-------	---	----------	---------